

議第 118 号

下呂市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する
条例について

下呂市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。

令和 4 年 11 月 30 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

家庭系可燃ごみ及び資源ごみ(ペットボトル)の排出及び収集方法を変更し、ごみ処理手数料を無料とするため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

下呂市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成16年下呂市条例第69号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前																						
<p style="text-align: center;">（一般廃棄物処理手数料）</p> <p>第6条 （略）</p> <p style="text-align: center;"><u>（ごみ処理券の配付）</u></p> <p><u>第6条の2 前条の規定にかかわらず、市内に住所を有する一般家庭から排出された可燃ごみについては、家族構成等に応じた無料もえるごみ処理券を配付する。ただし、配付された無料もえるごみ処理券の枚数を越えた排出分については、この限りでない。</u></p> <p><u>2 前項の無料もえるごみ処理券の配付方法等については、市の規則で定める。</u></p> <p><u>3 第1項に規定する無料もえるごみ処理券は、他人に譲渡することができない。</u></p> <p>別表2（第6条関係）</p> <p>下呂市指定ごみ収集専用袋等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%; text-align: center;">名称</th> <th style="width: 30%; text-align: center;">手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>有料もえるごみ処理券</u></td> <td style="text-align: center;"><u>100円</u></td> </tr> <tr> <td><u>有料もえるごみ処理券（小）</u></td> <td style="text-align: center;"><u>50円</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">金物類専用袋の項～飲料用あきびん専用袋（小）の項 （略）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">乾電池専用袋の項～新聞・雑誌・ダンボール専用シールの項 （略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 （略）</p>	名称	手数料の額	<u>有料もえるごみ処理券</u>	<u>100円</u>	<u>有料もえるごみ処理券（小）</u>	<u>50円</u>	金物類専用袋の項～飲料用あきびん専用袋（小）の項 （略）		乾電池専用袋の項～新聞・雑誌・ダンボール専用シールの項 （略）		<p style="text-align: center;">（一般廃棄物処理手数料）</p> <p>第6条 （略）</p> <p>別表2（第6条関係）</p> <p>下呂市指定ごみ収集専用袋等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%; text-align: center;">名称</th> <th style="width: 30%; text-align: center;">手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>もえるごみ専用袋</u></td> <td style="text-align: center;"><u>65円</u></td> </tr> <tr> <td><u>もえるごみ専用袋（小）</u></td> <td style="text-align: center;"><u>40円</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">金物類専用袋の項～飲料用あきびん専用袋（小）の項 （略）</td> </tr> <tr> <td><u>ペットボトル専用袋</u></td> <td style="text-align: center;"><u>65円</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">乾電池専用袋の項～新聞・雑誌・ダンボール専用シールの項 （略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 （略）</p>	名称	手数料の額	<u>もえるごみ専用袋</u>	<u>65円</u>	<u>もえるごみ専用袋（小）</u>	<u>40円</u>	金物類専用袋の項～飲料用あきびん専用袋（小）の項 （略）		<u>ペットボトル専用袋</u>	<u>65円</u>	乾電池専用袋の項～新聞・雑誌・ダンボール専用シールの項 （略）	
名称	手数料の額																						
<u>有料もえるごみ処理券</u>	<u>100円</u>																						
<u>有料もえるごみ処理券（小）</u>	<u>50円</u>																						
金物類専用袋の項～飲料用あきびん専用袋（小）の項 （略）																							
乾電池専用袋の項～新聞・雑誌・ダンボール専用シールの項 （略）																							
名称	手数料の額																						
<u>もえるごみ専用袋</u>	<u>65円</u>																						
<u>もえるごみ専用袋（小）</u>	<u>40円</u>																						
金物類専用袋の項～飲料用あきびん専用袋（小）の項 （略）																							
<u>ペットボトル専用袋</u>	<u>65円</u>																						
乾電池専用袋の項～新聞・雑誌・ダンボール専用シールの項 （略）																							

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、改正前の別表 2 に定めるもえるごみ専用袋、もえるごみ専用袋（小）、ペットボトル専用袋で、現に残存するものは、当分の間、もえるごみ専用袋として使用することができるものとする。

【参考資料】

下呂市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する 条例要綱

1. 改正理由

家庭系可燃ごみ及び資源ごみ(ペットボトル)の排出及び収集方法を変更し、ごみ処理手数料を無料とするため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

(1) 一般家庭から排出された可燃ごみについては、家族構成等に応じた無料もえるごみ処理券を配付します。ただし、配付された無料もえるごみ処理券の枚数を超えた排出分については、有料もえるごみ処理券の購入が必要となります。

(第6条の2関係)

(2) もえるごみ専用袋を有料もえるごみ処理券に改め、ペットボトル専用袋を廃止します。

(別表2関係)

(3) この条例は、令和5年4月1日から施行します。

(附則第1項関係)

(4) この条例の改正前に購入した別表2に掲げるもえるごみ専用袋、もえるごみ専用袋(小)、ペットボトル専用袋で、残存するものについては、当分の間、もえるごみ専用袋として使用することができるものとします。

(附則第2項関係)